

初任給格付けについて

I 初任給基準

下記のとおり、試験区分に応じて決定

I 種(大学卒)	1級29号給
II 種(短大卒)	1級19号給
III 種(高校卒)	1級 9号給

II 学歴等の調整

I で決定した初任給基準に、学歴等に応じて号給の加算又は減算を行う。

(例) 大学卒で II 種試験で採用された場合

II 種の基準「1級 19 号給」に、2年分(2 年×4 号給＝8 号給)加算
→ 「1級 27 号給」

III 経験年数の加算

I 及び II で算定した号給に、経験年数に応じた加算(下記の式で算出した経験年数×4 号給)を行う。

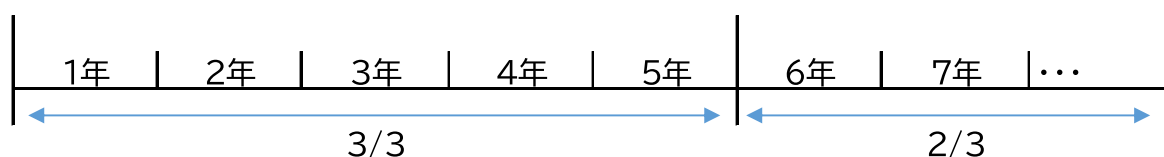
$$\text{経験年数} = \text{①前歴月数} \times \text{②換算率} \times \text{③調整率}$$

① 前歴月数 = 過去の勤務等の月数

② 換算率 = 勤務等の区分に応じた率

経験区分	換算率
地方公共団体の正規	100/100
地方公共団体の非常勤・臨時	80/100
民間企業の専門職(保育士・保健師・土木など)	100/100
民間企業の正規	80/100
民間企業のアルバイト	50/100

③ 調整率 = 5年を超える経験は 3 分の2に圧縮する調整



(例) 11 年の勤務経験

→ (5 年×3/3)+(6 年×2/3)=5年 + 4年 = 9年